

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次

規 則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 第78号 (人事課) 2

○行政組織規則の一部を改正する規則 第79号 (文化芸術課) 2

教育委員会規則

○愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則 第10号 (財務施設課) 2

○公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 第11号 (教職員課) 5

○愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則 第12号 (高等学校教育課) 5

告 示

○指定代理納付者の指定 第485号 (総務局総務課) 6

○新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金に係る収納事務の委託 第486号 (同) 6

○青少年の健全な育成を阻害する有害がん具類の指定 第487号 (社会活動推進課) 6

○造林用稚苗の生産の委託及び配付に関する規程の廃止 第488号 (林務課) 6

○解除予定保安林 第489号 (森林保全課) 7

○道路の区域の変更 第490号 (道路維持課) 7

訓 令

○職員等の旅費支給規程の一部改正 第11号 (総務事務管理課) 7

教育委員会訓令

○職員等の旅費支給規程の一部改正 第6号 (教職員課) 7

公 告

○公共測量の実施 (用地課) 8

○公共測量の終了 (同) 10

○建設業者の許可の取消し (都市総務課) 10

○都市計画高度利用地区等の関係図書の縦覧 (都市計画課) 11

○土地区画整理組合の解散認可 (都市整備課) 12

(大府共和西特定土地区画整理組合)

○道路の位置の指定 (建築指導課) 12

○開発行為の許可に基づく工事完了 (同) 12

○愛知県がんセンターで使用するガスに関する一般競争入札の実施 (経営課) 13

○落札者等の公示 14

規 則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第七十八号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。
第七条第二号ハ中「又は育児休業法」を「育児休業法」に改め、「第六条第一項」の下に「又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年愛知県条例第四十九号）第九条第一項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県規則第七十九号

愛知県行政組織規則の一部を改正する規則

愛知県行政組織規則（昭和二十九年愛知県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第十三項第二号中「あいちトリエンターレ」を「国際芸術祭」に改め、同条第十四項中「トリエンターレ推進室」を「国際芸術祭推進室」に改め、同条第十五項中「トリエンターレ推進室」を「国際芸術祭推進室」に、「あいちトリエンターレ」を「国際芸術祭」に改める。

附 則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。

教育委員会規則

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第十号

愛知県立高等学校学則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校学則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第八条第二項中「愛知県立起工業高等学校」を「愛知県立一宮起工科高等学校」に改める。
別表愛知県立惟信高等学校の項中「三二〇」を「二八〇」に改め、同表愛知県立松蔭高等学校の項及び愛知県立昭和高等学校の項中「三六〇」を「三三〇」に改め、同表愛知県立守山高等学校の項中「二〇〇」を「一六〇」に改め、同表愛知県立鳴海高等学校の項中「三二〇」を「二八〇」に改め、同表愛知県立名南工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立名古屋工科高等学校	全 日 制 課 程	I T 工 学 科 機 械 科 電 気 科 エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム 科 エ ネ ル ギ ー 化 学 科	二 四 〇
	(定 時 制 課 程) (夜 間)	機 械 科	四 〇
別表愛知県立愛知総合工科高等学校の項中	「機械加工科」 「機械制御科」 「電気科」 「電子情報科」 「建設化学科」 「デザイン工学科」 「応用化学科」	四〇〇 を	「理工機械加工科」 「機械制御科」 「電気科」 「電子情報科」 「デザイン工学科」 「応用化学科」 募集停止」
			四〇〇 に改め

同表愛知県立豊橋工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立豊橋工科高等学校	全日制課程	ロボット工学科 機械工学科 電気工学科 電子機械工学科 電子工学設計科 都市工学設計科 都市工学科	二〇〇 募集停止 募集停止 八〇 募集停止
	（定時制課程） （夜間）	土木建築科 機械科	四〇

別表愛知県立豊橋商業高等学校の項中「二八〇」を「二四〇」に改め、同表愛知県立岩津高等学校の項中「二二〇」を「八〇」に改め、同表愛知県立岡崎工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立岡崎工科高等学校	全日制課程	機械工学科 機械工学設計科 電気工学科 都市工学設計科 環境科学科 情報工学設計科 情報技術科	一六〇 四〇 八〇 募集停止 募集停止 四〇
	（定時制課程） （夜間）	土木建築科 化学工業科 機械科	募集停止 募集停止 四〇

別表愛知県立一宮北高等学校の項中「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表愛知県立尾西高等学校の項中「一六〇」を「二二〇」に改め、同表愛知県立起工業高等学校の項及び愛知県立一宮工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立一宮起工科高等学校	全日制課程	ロボット工学科 機械工学科 電子機械工学科 電子工学設計科 化学工業科 環境科学科	二二〇 募集停止 募集停止 八〇 八〇
	（定時制課程） （昼間）	普通科	八〇
愛知県立一宮工科高等学校	全日制課程	IT工学科 機械工学科 電気工学科 建築工学設計科 都市工学設計科 都市工学科 土木建築科	一六〇 八〇 募集停止

別表愛知県立瀬戸高等学校の項中「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表愛知県立瀬戸産業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立瀬戸工科高等学校	全日制課程	電子機械科 ロボット工学科 機械工学科 新素材工学科 工学工学設計科 総合ビジネス科	募集停止 二二〇 八〇 募集停止 四〇
	（定時制課程） （夜間） 専攻科	総合ビジネス科 工学工学設計科	二〇

別表愛知県立平田工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立半田工科高等学校	全日制課程	電子機械科 ロボット工学科 電気機械科 建築デザイン科 都市工学科 土木建築科	募集停止 一六〇 八〇 募集停止
--------------	-------	--	---------------------------

別表愛知県立春日井東高等学校の項中「二〇〇」を「一六〇」に改め、同表愛知県立春日井工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立春日井工科高等学校	全日制課程	ロボット工学科 電気機械科 電子工学科 電子機械科	二四〇 募集停止
---------------	-------	------------------------------------	-------------

別表愛知県立御津高等学校の項中「二二〇」を「八〇」に改め、同表愛知県立豊川工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立豊川工科高等学校	全日制課程	ロボット工学科 電気機械科 情報デザイン科 電子機械科 情報システム科	二四〇 募集停止 募集停止
--------------	-------	---	---------------------

別表愛知県立津島北高等学校の項中「普通科」二二〇を「普通科」八〇に改め、同表愛知県立碧南工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立碧南工科高等学校	全日制課程	機械科 電子工学科 建築デザイン科 環境科学科 環境工学科	一六〇 八〇 募集停止 募集停止
--------------	-------	---	---------------------------

別表愛知県立刈谷工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立刈谷工科高等学校	全日制課程	I T工学科 機械科 電気科 自動車科	二八〇
--------------	-------	------------------------------	-----

別表愛知県立足助高等学校の項及び愛知県立加茂丘高等学校の項中「二二〇」を「八〇」に改め、同表愛知県立衣台高等学校の項中「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表愛知県立豊田工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立豊田工科高等学校	全日制課程	I T工学科 機械科 自動車科 電子工学科 電子機械科	二四〇 募集停止
	定時制課程 (夜間)	機械科	四〇

別表愛知県立一色高等学校の項及び愛知県立蒲郡東高等学校の項中「二〇〇」を「一六〇」に改め、同表愛知県立犬山南高等学校の項中「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表愛知県立常滑高等学校の項中

「普通科」二四〇を「普通科」二〇〇に改め、同表愛知県立小牧工業高等学校の項を次のように改める。

セラミック アート科 クリエイティブ デザイン科	を	セラミック アート科 クリエイティブ デザイン科
二四〇		二〇〇
四〇		八〇
四〇		

愛知県立小牧工科高等学校	全日制課程	機械 航空産業 自動車 電気 環境科学 情報デザイン 情報技術 化学工業	一六〇 八〇 募集停止 募集停止
--------------	-------	---	---------------------------

別表愛知県立稲沢高等学校の項中「一六〇」を「二二〇」に改め、同表愛知県立新城東高等学校作手校舎の項を削り、同表愛知県立新城有教館高等学校の項の次に次の一項を加える。

愛知県立新城有教館高等学校作手校舎	全日制課程	人と自然科	四〇
-------------------	-------	-------	----

別表愛知県立知立高等学校の項中「普通科」募集停止
「総合ビジネス科」募集停止
「情報処理科」募集停止
「総合学科」二四〇

を「総合学科一四〇」に改め、同表

知県立日進高等学校の項中「一六〇」を「二二〇」に改め、同表愛知県立福江高等学校の項中「二二〇」を「八〇」に改め、同表愛知県立佐織工業高等学校の項を次のように改める。

愛知県立愛西工科高等学校	全日制課程	ロボット工学科 機械 電子工学科 電子機械 建築デザイン 建築	一六〇 募集停止 四〇 募集停止
--------------	-------	--	---------------------------

別表愛知県立佐屋高等学校の項中「生活文化科一八〇」を「生活文化科一四〇」に改め、同表愛知県立海翔高等学校の項中「二二〇」を「八〇」に改め、同表愛知県立三好高等学校の項中「一六〇」を「二二〇」に改め、同表愛知県立美和高等学校の項中「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表愛知県立丹羽高等学校の項中「三二〇」を「二八〇」に改め、同表愛知県立内海高等学校の項中「二二〇」を「八〇」に改め、同表愛知県立武豊高等学校の項中「二〇〇」を「一六〇」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第十一号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年愛知県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号ハ中「又は育児休業法第六条第一項」を「、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）第三条第一項、育児休業法第六条第一項又は職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年愛知県条例第四十九号）第九条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十五日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第十二号

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部を改正する規則

愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則（昭和四十七年愛知県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第四農業に関する学科の項中「愛知県立新城東高等学校作手校舎」を「愛知県立新城有教館高等学校作手校舎」に改め、同表工業に関する学科の項中「愛知県立名南工業高等学校」を「愛知県立名古屋工科高等学校」に、「愛知県立豊橋工業高等学校」を「愛知県立豊橋工科高等学校」に、「愛知県立起工業高等学校」を「愛知県立一宮起工科高等学校」に、「愛知県立二宮工業高等学校」を「愛知県立二宮工科高等学校」に、

「愛知県立春日井工業高等学校」を「愛知県立春日井工科高等学校」に、「愛知県立碧南工業高等学校」を「愛知県立碧南工科高等学校」に、「愛知県立豊田工業高等学校」を「愛知県立豊田工科高等学校」に、「愛知県立岡崎工業高等学校」を「愛知県立岡崎工科高等学校」に、「愛知県立瀬戸産業高等学校」を「愛知県立瀬戸工科高等学校」に、「愛知県立半田工業高等学校」を「愛知県立半田工科高等学校」に、「愛知県立豊川工業高等学校」を「愛知県立豊川工科高等学校」に、「愛知県立刈谷工業高等学校」を「愛知県立刈谷工科高等学校」に、「愛知県立小牧工業高等学校」を「愛知県立小牧工科高等学校」に、「愛知県立佐織工業高等学校」を「愛知県立愛西工科高等学校」に改め、同表商業に関する学科の項中「愛知県立瀬戸産業高等学校」を削り、同表総合学科の項中「愛知県立豊橋西高等学校」を削り、「愛知県立南陽高等学校」を「愛知県立南陽高等学校」に改める。

附 則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第四総合学科の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する改正規定による改正後の愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。

告 示

愛知県告示第485号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定に基づき、指定代理納付者を次のように指定した。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

指 定 し た 者	納 付 さ せ る 歳 入	歳入を納付させる期間
S B ペイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番2号 汐留住 友ビル25階	インターネットを利用して納付する新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金	令和3年1月1日から 令和3年3月31日から

愛知県告示第486号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、インターネットを利用して納付する新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金の収納事務を次の者に委託した。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

委 託 を 受 け た 者	委 託 し た 事 務 の 範 囲	委 託 の 期 間
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エ ドグラン13階	インターネットを利用して納付する新型コロナウイルス感染症対策に関する寄附金の収納事務	令和3年1月1日から 令和3年3月31日まで

愛知県告示第487号

愛知県青少年保護育成条例（昭和36年愛知県条例第13号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成を阻害する有害がん具類として指定し、令和3年2月1日から施行する。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

- 品名
クロスボウ（銃砲型近代洋弓）
- 構造
銃型の弓で、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させることができるもの
- 機能
当該クロスボウの矢を装填し、発射した場合において、発射された矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、発射直後で、0.49 J / cm²（ジュール毎平方センチメートル）以上を有するもの

愛知県告示第488号

造林用稚苗の生産の委託及び配付に関する規程（昭和29年愛知県告示第155号）は、廃止する。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県告示第489号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所
犬山市字御殿屋敷3・4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
〔次の図〕は、省略し、その図面を愛知県農林基盤局林務部森林保全課及び犬山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

愛知県告示第490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
一般国道	155号	旧	春日井市大泉寺町字大西572番7地先から同東山町字東山2345番1072地先まで	A 10.3 ~ 16.4 m	0.562 km
		新	春日井市大泉寺町字大西572番7地先から同東山町字東山2345番1072地先まで 春日井市大泉寺町字大池下350番7地先から同東山町字東山2345番272地先まで	A 10.3 ~ 16.4 m B 25.0 ~ 59.2 m	0.562 km 0.668 km
県道	善師野西北野線	旧	犬山市楽田原東48番地先から同字石塚34番1地先まで	4.7 ~ 4.9 m	0.013 km
		新	同	5.1 ~ 7.3 m	同
	津具大嵐停車場線	旧	北設楽郡豊根村富山字瀬戸38番6地先	7.6 ~ 16.7 m	0.040 km
		新	同	10.5 ~ 26.7 m	同

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

訓 令

愛知県訓令第11号

本 地 方 機 関 庁

職員等の旅費支給規程（昭和二十九年愛知県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

令和二年十二月二十五日

愛知県知事 大村 秀章

第五条第一項第十一号を削る。

附 則

この訓令は、令和三年一月一日から施行する。

教育委員会訓令

愛知県教育委員会訓令第6号

本 地 方 機 関 庁
教 育 機 関
市 町 村 教 育 委 員 会

職員等の旅費支給規程（昭和42年愛知県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和2年12月25日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

第5条第1項第11号を削る。

附 則

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛知県知立建設事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
安城市	令和2年12月21日から 令和3年5月31日まで	公共測量（数値地形図データファイル作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、名古屋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
名古屋市千種区稲舟通1丁目及び2丁目、大島町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、鏡池通2丁目及び3丁目、未盛通5丁目、田代本通4丁目及び5丁目、東山通1丁目、日岡町1丁目、2丁目及び3丁目並びに平和公園二丁目、昭和区荒田町5丁目、折戸町6丁目、川名町6丁目、川名本町6丁目、川原通7丁目及び8丁目、菊園町6丁目、五軒家町、駒方町1丁目、汐見町、檀溪通1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、長戸町6丁目、萩原町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、広路通6丁目及び7丁目、広路本町6丁目、南分町6丁目、元宮町6丁目並びに安田通6丁目及び7丁目、瑞穂区荒崎町、石田町2丁目、石川町3丁目及び4丁目、御蔭町3丁目、4丁目及び5丁目、大殿町3丁目及び4丁目、神穂町、河岸町3丁目及び4丁目、松月町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、洲山町2丁目及び3丁目、田辺通3丁目及び4丁目、檀溪通5丁目、土市町1丁目及び2丁目、豊岡通3丁目、萩山町1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、初日町1丁目及び2丁目、松園町1丁目、瑞穂通8丁目、村上町2丁目、3丁目及び4丁目、明前町、師長町、弥富通1丁目並びに山下通5丁目、港区大江町、東築地町及び竜宮町、南区荒浜町1丁目及び2丁目、駈上一丁目、加福町1丁目、2丁目及び3丁目、加福本通1丁目、菊	令和2年12月7日から 令和3年3月26日まで	公共測量（航空レーザ測深）

住一丁目、汐田町、塩屋町1丁目、七条町3丁目、泉楽通4丁目、千竈通1丁目、忠次一丁目、忠次二丁目、堤町1丁目、2丁目及び5丁目、戸部下一丁目、戸部下二丁目、豊田五丁目、豊田町、西又兵ヱ町1丁目、東又兵ヱ町1丁目、平子一丁目、豊四丁目、呼統一丁目並びに呼統元町、緑区相原郷二丁目、有松、浦里五丁目、大清水一丁目、大清水二丁目、尾崎山一丁目、大高台二丁目、大高町、籠山三丁目、亀が洞一丁目、鴻仏目二丁目、左京山、四本木、定納山一丁目、砂田一丁目、砂田二丁目、曾根一丁目、曾根二丁目、忠治山、鶴が沢一丁目、徳重一丁目、徳重五丁目、鳥澄一丁目、鳥澄二丁目、鳴海町、平手南一丁目、平手南二丁目、兵庫一丁目、藤塚一丁目、藤塚二丁目、水広一丁目、南大高一丁目、南大高二丁目、森の里一丁目、横吹町、六田一丁目、六田二丁目、若田一丁目及び若田二丁目、名東区猪高町大字高針、神里一丁目、神里二丁目、山香町、高針荒田、高針原一丁目、西山台、牧の原一丁目及び牧の原三丁目並びに天白区一本松一丁目、一本松二丁目、植田西一丁目、植田西二丁目、植田西三丁目、植田南一丁目、植田山三丁目、植田山四丁目、植田山五丁目、大坪一丁目、大坪二丁目、塩釜口二丁目、天白町大字植田、天白町大字八事、道明町、元八事五丁目及び焼山一丁目

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、安城市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
安城市	令和2年12月26日から 令和3年3月19日まで	公共測量（空中写真測量）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、阿久比町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
知多郡阿久比町	令和2年12月1日から 令和3年3月26日まで	公共測量（デジタル空中写真撮影、同時調整及び写真地図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、東浦町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
知多郡東浦町	令和2年12月1日から 令和3年3月26日まで	公共測量（デジタル空中写真撮影、同時調整及び写真地図作成）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛知県道路公社理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があった。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

作 業 地 域	作 業 期 間	作 業 種 類
名古屋市緑区南大高三丁目、常滑市大鳥町1丁目、多屋町1丁目、りんくう町1丁目、りんくう町2丁目、セントレア1丁目及びセントレア4丁目、東海市名和町及び荒尾町並びに大府市共和町	令和2年8月7日から 令和2年12月15日まで	公共測量（GNSS / IMUによる空中写真撮影及び数値図化）

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のように建設業者の許可を取り消した。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

取 消 年 月 日	商 号 又 は 名 称	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	許 可 番 号 及 び 取 り 消 し た 工 事 業
令和 2.11.18	今原 松壽	名古屋市中西区応仁町2-16	(般-28) 第3737号 建築工事業
2.11.16	内田建設株式会社 代表取締役 内田 豊	名古屋市名東区八前2-1108	(般-29) 第6359号 建築工事業
2.11.4	黒川 龍幸	春日井市貴船町160	(般-29) 第7603号 建築、大工工事業
2.11.30	壽鑛業株式会社 代表取締役 萩原 裕久	田原市白谷町東山103	(般-28) 第8626号 造園工事業
2.11.18	株式会社小出組 代表取締役 小出 正義	名古屋市港区東茶屋1-157	(般-28) 第31398号 管、造園工事業
同	小川 義博	一宮市木曾川町玉ノ井字俣江田242-1	(般-28) 第41504号 とび・土工、電気工事業
2.11.25	株式会社滝川 代表取締役 滝川 理人	新城市上平井190	(般-28) 第48079号 電気工事業
2.11.24	カワバタ建設株式会社 代表取締役 川畑 哲郎	西春日井郡豊山町大字青山字北浦1230	(般-28) 第49521号 建築、大工工事業
2.11.25	株式会社スズシン 代表取締役 鈴木 伸夫	豊橋市飯村南1-10-6	(般-28) 第51615号 内装仕上工事業
2.11.16	株式会社名西 代表取締役 山本 靖	清須市新清洲6-5-1	(般-28) 第52312号 大工、左官、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、板金、ガラス、塗装、内装仕上、熱絶縁、建具工事業
2.11.27	藤井 是男	西尾市吉良町富好新田井戸後35	(般-28) 第54439号 建築工事業
2.11.13	光陽建設株式会社 代表取締役 牧野 光陽	安城市桜井町伝左30-7	(般-29) 第57414号 土木、建築、大工、とび・土工工事業
2.11.12	有限会社伸和設備 代表取締役 永田 悦子	岡崎市朝日町2-11	(般-31) 第58254号 消防施設工事業
2.11.25	キングラン東海株式会社 代表取締役 原田 浩史	豊川市馬場町薬師75	(般-28) 第59064号 建築工事業
同	カナダ建設有限会社 代表取締役 金田 安代	豊橋市若松町字若松691	(般-31) 第59525号 土木工事業
同	有限会社加納組 取締役 加納 裕二	一宮市祐久字八間城68-1	(般-27) 第60356号 建築工事業
2.11.11	伊藤 幸夫	稲沢市駅前2-39-2	(般-30) 第61101号 建築工事業
2.11.25	株式会社K. オフィス. 栄 代表取締役 村瀬久美代	一宮市木曾川町外割田字高照寺東141	(般-30) 第61570号 建築工事業
同	伊藤 元紀	一宮市多加木1-1-3-301 サンレジデンス	(般-31) 第61719号 左官工事業
2.11.12	有限会社アイザワホーム テック 代表取締役 相澤 修三	岡崎市真伝町字清水谷1-12	(般-27) 第64731号 電気通信工事業

2.11.24	株式会社ビギン 代表取締役 西川 龍憲	春日井市小野町5-86-14	(般-30) 第65998号 建築工事業
2.11.19	株式会社キムラテクノサー ビス 代表取締役 木村 典靖	豊橋市中岩田5-10-2	(般-30) 第66257号 水道施設工事業
2.11.13	株式会社岩瀬工務店 代表取締役 岩瀬 正	知立市西中町祐古山20	(般-31) 第69067号 建築、大工、 屋根、タイル・れんが・ブロック、 内装仕上工事業
2.11.4	株式会社CLOVER 代表取締役 小林 善紀	春日井市鳥居松町1-322	(般-28) 第73574号 とび・土工工 事業
2.11.18	株式会社ネクスコム 代表取締役 太田 和幸	稲沢市天池五反田町1	(般-2) 第77392号 内装仕上工事業
2.11.2	株式会社ユーライフ 代表取締役 大藏 浩史	名古屋市北区清水5-21-23	(般-28) 第101596号 建築、大工、 内装仕上工事業
2.11.4	上村 利明	名古屋市守山区新城23-5 コーポ 新城102号	(般-29) 第104770号 管工事業
2.11.25	中部エア・ウォーター株式 会社 代表取締役 西村 浩和	名古屋市緑区大高町坊主山3-4	(般-31) 第105217号 機械器具設 置工事業
同	同	同	(特-31) 第105217号 管工事業
2.11.2	中日本ロード・メンテナン ス中部株式会社 代表取締役 中尾 祐	名古屋市中村区名駅4-23-13	(特-28) 第106070号 土木、とび・ 土工、鋼構造物、舗装、塗装工事業
2.11.18	株式会社庭史 代表取締役 宇野 史仁	名古屋市港区畑中2-223	(般-30) 第106866号 造園工事業
2.11.30	前田 幹	名古屋市守山区金屋2-397 宝マン ション新守山イースト916号室	(般-2) 第107588号 鉄筋工事業
2.11.25	沖津 光子	名古屋市港区小碓1-154	(般-2) 第107717号 機械器具設 置工事業
2.11.2	有限会社キスム 代表取締役 松下 守	名古屋市西区枇杷島4-16-26	(般-27) 第107727号 内装仕上工 事業
同	コンアフェット株式会社 代表取締役 辻 義貴	春日井市東野町5-24-1	(般-27) 第107748号 土木、石、 鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道 施設工事業
2.11.11	野本木材株式会社 代表取締役 野本 延良	名古屋市中川区八剣町2-6	(般-27) 第107761号 内装仕上工 事業
同	同	同	(般-27) 第107761号 建築工事業
2.11.4	株式会社SHINEI 代表取締役 吉田 理江	名古屋市緑区黒沢台1-1517	(般-28) 第107962号 建築、大工、 とび・土工、屋根、タイル・れんが・ ブロック、内装仕上工事業
2.11.11	株式会社建誠 代表取締役 市川万寿夫	名古屋市緑区青山4-816	(般-28) 第108016号 解体工事業
2.11.24	近藤 貴靖	長久手市作田2-2005 第2グレイ スフル吉田A-103号	(般-28) 第108080号 とび・土工 工事業
2.11.16	伊藤 将光	名古屋市緑区大清水西314	(般-29) 第108423号 電気工事業
2.11.18	豊田 節治	名古屋市西区あし原町370 アクティ ブスズキンC号	(般-30) 第109018号 建築、内装 仕上工事業
2.11.16	株式会社FUIYA建設 代表取締役 山本 浩嗣	名古屋市天白区原3-507	(般-30) 第109024号 とび・土工、 解体工事業
2.11.2	株式会社TPA 代表取締役 中村 章江	名古屋市中川区太平通1-51	(般-30) 第109135号 建築、大工、 左官、石、屋根、タイル・れんが・ブ ロック、板金、ガラス、塗装、防水、 内装仕上、熱絶縁、建具工事業
同	同	同	(般-31) 第109135号 解体工事業
2.11.16	光雄株式会社 代表取締役 佐々木和雄	名古屋市港区名四町90	(般-2) 第109859号 解体工事業

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり一般の縦覧に供する。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 都市計画決定権者の名称
名古屋市
- (2) 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画高度利用地区
名古屋都市計画生産緑地地区
名古屋都市計画道路3・3・71号上志段味線
名古屋都市計画鳴海駅前第二種市街地再開発事業
- (3) 縦覧場所
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課及び名古屋市役所
- 2(1) 都市計画決定権者の名称
東海市
- (2) 都市計画の種類及び名称
知多都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課及び東海市役所
- 3(1) 都市計画決定権者の名称
高浜市
- (2) 都市計画の種類及び名称
西三河都市計画生産緑地地区
- (3) 縦覧場所
愛知県都市整備局都市基盤部都市計画課及び高浜市役所

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定に基づき、大府共和西特定土地区画整理組合の解散を認可した。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のように指定した。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
2尾建 99-1	令和 2. 8. 13	犬山市大字犬山字東古券274-1	m 延長 29.536 幅員 4.00
2尾建 99-2	2. 12. 9	長久手市草掛51番19の一部及び51番47の一部	延長 35.000 幅員 4.00

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許可年月日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
31尾建 96-148	令和 1. 10. 18	津田鋼材株式会社 代表取締役 津田 和人	名古屋市中区長良町3-106	弥富市神戸6-26
2尾建 96-7	2. 5. 27	スターボックスコーヒー ジャパン株式会社 代表取締役 水口 貴文	東京都品川区上大崎二丁目25-2	豊明市沓掛町十三塚1-1ほか 7筆
2尾建 96-73	2. 7. 15	山崎伊沙也 山崎奈津子	名古屋市西区栄生二丁目1-13	豊明市栄町内山47-359及び47- 397
2尾建 96-104	2. 8. 28	戸谷 峰尾	海部郡蟹江町緑1-25	海部郡蟹江町大字蟹江新田字八 反割132-1
2尾建 96-13	2. 4. 27	株式会社ブルーボックス 代表取締役 山内 隆嗣	稲沢市正明寺2-16-4	愛知郡東郷町大字春木字白土 1-316
2尾建 96-26	2. 5. 25	浅井 里香	長久手市岩作西浦37	長久手市岩作落合20-1

2尾建 96-61	2.7.7	星野 和三	日進市折戸町中屋敷55	日進市折戸町中屋敷55-1
2尾建 96-84	2.7.28	小久保 瞬 小久保亜佐美	愛知郡東郷町清水4-7-13	日進市折戸町笠寺山42-17
31尾建 96-266	2.3.12	渡邊 紘士	弥富市鯛浦町南前新田214-1	弥富市三稲7-6-1

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和2年12月25日

愛知県病院事業管理者
病院事業庁長 高橋 隆

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

愛知県がんセンターで使用するガス
予定使用ガス量 1,095,000m³

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和3年4月の一般ガス導管事業者の定める定例検針日の翌日から令和4年4月の定例検針日まで
(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約)

(4) 履行場所

愛知県がんセンター(名古屋市千種区鹿子殿1-1)

(5) 入札方法

ア この入札は、あいち電子調達共同システム(物品等)のサブシステムである電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法(昭和38年法律第125号)に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード(以下「ICカード」という。)が必要です。

電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。

イ 詳細な入札方法は、愛知県病院事業庁物品等電子調達実施要領によるものとします。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/byoin-keiei/0000043830.html>

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。

(3) この公告の日から開札の日までの期間において、病院事業庁指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿(令和2年4月～令和4年3月)の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「23. 燃料」のうち小分類「08. 都市ガス」に登録されている者であること。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和2年12月25日(金)から令和3年1月22日(金)までの電子入札システムの稼働時間内に電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和3年2月1日(月)午前9時から令和3年2月4日(木)午後5時まで(電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり)

- (3) 開札の日時及び場所
令和3年2月5日(金) 午前9時
愛知県がんセンター運用部管理課
- (4) 契約条項を示す場所及び問合せ先
愛知県がんセンター運用部管理課経理・施設グループ
名古屋市千種区鹿子殿1-1(郵便番号464-8681)
電話(052)762-6111 内線2223

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金(愛知県病院事業庁財務規程(平成16年愛知県病院事業庁管理規程第25号。以下「財務規程」という。)第145条に定める入札保証金に代わる担保を含む。)を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第144条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効
財務規程第142条(入札の無効)の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 競争入札参加者に要求される事項
入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書を令和2年12月25日(金)午前9時から令和3年1月22日(金)午後5時までの間に電子入札システムにより、関係書類を令和2年12月25日(金)午前9時から令和3年1月22日(金)午後5時までの間に電子入札システムにより又は3(4)の場所に持参若しくは郵送(令和3年1月22日(金)午後5時までに必着)により、提出しなければなりません(電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり)。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。
提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができる者と認められた者に限り、参加を認めるものとします。
- (6) 落札者の決定方法
財務規程第147条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (7) 調達の条件
本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。
- (8) その他
詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased: Town gas to be used in Aichi Cancer Center. Estimated amount required 1,095,000 m³.
- (2) Bidding period: 9:00 a.m., February 1, 2021 - 5:00 p.m., February 4, 2021
- (3) Contact point for the notice: Accounting and Facility Group, General Affairs Division, Administration Office, Aichi Cancer Center
1-1 Kanokoden, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8681 Japan
Tel. 052-762-6111 Ext. 2223

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和2年12月25日

愛知県知事 大村 秀章

[掲載順序]

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続 ⑥入札公告を行った日 ⑦随意契約の理由

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県建設局土木部建設企画課 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

- ①令和2年度愛知県建設行政情報システム改修業務委託(その3) 一式 ②令和2年10月30日 ③名古屋市中区錦二丁目17-21 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東海 ④68,304,500円 ⑤随意契約 ⑦政令第11条第1項第1号該当

[契約に関する事務を担当する本庁各課又はかいの名称及び所在地]

愛知県警察本部総務部会計課 名古屋市中区三の丸二丁目1-1

①放置違反金関係事務に係る通知書等印刷・封入封かん・発送業務 352,023通(予定) ②令和2年10月23日 ③岐阜県岐阜市日置江1-58 株式会社電算システム ④94円(単価) ⑤一般競争入札 ⑥令和2年9月11日

①クロマトグラフィー質量分析システムの賃貸借 一式 ②令和2年12月1日 ③東京都港区西新橋1-3-1 日立キャピタル株式会社 ④58,909,200円 ⑤一般競争入札 ⑥令和2年10月20日

